

原管発官27第164号
平成27年9月4日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部長
[REDACTED]

福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成27年9月4日より次回修正までの間、下記のとおり一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成 27 年 9 月 4 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	変更前	変更後	理由
I-13	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>2. 原子力警戒態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。</p> <p>3. 緊急時態勢の発令及び解除</p> <p>② 本社</p> <p>本社総務部長は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>2. 原子力警戒態勢の発令及び解除</p> <p>(3) 緊急時対策要員の非常召集</p> <p>② 本社</p> <p><u>本社総務・法務室長</u>は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。</p> <p>3. 緊急時態勢の発令及び解除</p> <p>② 本社</p> <p><u>本社総務・法務室長</u>は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。</p>	組織名称変更に伴う変更
I-15	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>3. 本社非常災害対策室</p> <p>(3) 本社総務部長は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。</p>	<p>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</p> <p>3. 本社非常災害対策室</p> <p>(3) <u>ビジネスソリューション・カンパニー総務サービスセンター所長</u>は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。</p>	
I-20			

頁	変更前	変更後	理由
I-23	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした平素の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び本社広報部長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部広報班長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p> <p>第3章 警戒事象発生時における対応</p> <p>第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡するとともに、本社総務部長に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p>第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした平素の広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び本社広報室長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部広報班長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p> <p>第3章 警戒事象発生時における対応</p> <p>第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 原子力警戒態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡するとともに、本社総務・法務室長に本社対策要員の非常召集を指示する。</p>	
I-25	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務部長に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	<p>第4章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応</p> <p>(3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務・法務室長に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。</p>	組織名称変更に伴う変更
I-28			

頁	変更前	変更後	理由
II-10	<p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）(2/2)</p> <p>組織名称変更に伴う変更</p> <p>※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p>	<p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第2次緊急時態勢発令時）(2/2)</p> <p>組織名称変更に伴う変更</p> <p>※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る ※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。</p>	

頁	変更前	変更後	理由																																																																		
II-43	<p>別表2-4 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力防災要員の職務</th><th>配置</th><th>原子力防災組織の班名と人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>情報・基盤班 4名 通報班 4名</td></tr> <tr> <td>(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2</td></tr> <tr> <td>(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>広報班 4名 広報班 2名※2</td></tr> <tr> <td>(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名</td></tr> <tr> <td>(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>計画班 4名 発電班 4名</td></tr> <tr> <td>(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>復旧班 12名 発電班 4名</td></tr> <tr> <td>(7)放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>保安班 4名 保安班 5名※1※2</td></tr> <tr> <td>(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>医療班 4名 医療班 1名※2</td></tr> <tr> <td>(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>資材班 4名 厚生班 4名</td></tr> <tr> <td>(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>警備誘導班 4名</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : (7) のオフサイトセンター人員は、(4) のオフサイトセンター人員に含まれる。 *2 福島第一原子力発電所及び第一線機関（各支社、他）より派遣される。</p>	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報・基盤班 4名 通報班 4名	(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2	(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 4名 広報班 2名※2	(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名	(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	計画班 4名 発電班 4名	(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 12名 発電班 4名	(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 保安班 5名※1※2	(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内 オフサイトセンター	医療班 4名 医療班 1名※2	(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 4名 厚生班 4名	(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4名	<p>別表2-4 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力防災要員の職務</th><th>配置</th><th>原子力防災組織の班名と人員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td><td>発電所内</td><td>情報・基盤班 4名 通報班 4名</td></tr> <tr> <td>(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2</td></tr> <tr> <td>(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>広報班 4名 広報班 2名※2</td></tr> <tr> <td>(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名</td></tr> <tr> <td>(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施</td><td>発電所内</td><td>計画班 4名 発電班 4名</td></tr> <tr> <td>(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧</td><td>発電所内</td><td>復旧班 12名 発電班 4名</td></tr> <tr> <td>(7)放射性物質による汚染の除去</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>保安班 4名 保安班 5名※1※2</td></tr> <tr> <td>(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施</td><td>発電所内 オフサイトセンター</td><td>医療班 4名 医療班 1名※2</td></tr> <tr> <td>(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送</td><td>発電所内</td><td>資材班 4名 厚生班 4名</td></tr> <tr> <td>(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td><td>発電所内</td><td>警備誘導班 4名</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 : (7) のオフサイトセンター人員は、(4) のオフサイトセンター人員に含まれる。 *2 福島第一原子力発電所及び第一線機関（各支社、他）より派遣される。</p>	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報・基盤班 4名 通報班 4名	(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2	(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 4名 広報班 2名※2	(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名	(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	計画班 4名 発電班 4名	(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 12名 発電班 4名	(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 保安班 5名※1※2	(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内 オフサイトセンター	医療班 4名 医療班 1名※2	(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 4名 厚生班 4名	(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4名	組織名称変更に伴う変更
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員																																																																			
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報・基盤班 4名 通報班 4名																																																																			
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2																																																																			
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 4名 広報班 2名※2																																																																			
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名																																																																			
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	計画班 4名 発電班 4名																																																																			
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 12名 発電班 4名																																																																			
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 保安班 5名※1※2																																																																			
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内 オフサイトセンター	医療班 4名 医療班 1名※2																																																																			
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 4名 厚生班 4名																																																																			
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4名																																																																			
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員																																																																			
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報・基盤班 4名 通報班 4名																																																																			
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報・基盤班 2名 通報班 2名 情報・基盤班 2名※2 計画班 1名※2 保安班 2名※2																																																																			
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 4名 広報班 2名※2																																																																			
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定 その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 発電班 4名 保安班 10名																																																																			
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	計画班 4名 発電班 4名																																																																			
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 12名 発電班 4名																																																																			
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	保安班 4名 保安班 5名※1※2																																																																			
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内 オフサイトセンター	医療班 4名 医療班 1名※2																																																																			
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 4名 厚生班 4名																																																																			
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4名																																																																			